

瀬戸市の中小企業支援施策

『瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金』 概要

瀬戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響の克服に向け、ネットショップ又はECモールを活用し、積極的に販路拡大を行う中小企業者等を支援します。

◆ 支援対象事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ 瀬戸市内の中小企業者である者
- ・ 市税の滞納のない者
- ・ 国、県その他の機関から当該事業に係る他の補助金の交付を受けていない者

◆ 補助対象事業（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・ 新たにECサイトを活用するものであること。
- ・ ECサイトで販売する製品、サービス等に瀬戸市内で製造、出荷、提供等されるものが含まれていること。
- ・ SNS、ブログ等のソーシャルメディアによるものでないこと。
- ・ 同一年度に本補助金の交付決定を受けていないこと。
- ・ 国、県その他の機関から補助金等の交付を受けて行う事業でないこと。

◆ 対象、経費、補助率及び補助上限額

事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
(1) 製品、サービス等の販売を目的として新たにネットショップを開設し、又はECモールへ出店するために自社ホームページの作成又は改修をする事業	① システム構築費 ② サービス利用料 （月賦払いを除く。） ③ ホームページ作成費 ④ 広告宣伝費 ⑤ 販売促進費	補助対象経費の1/2	10万円 （うち、既存の自社ホームページの改修に係る費用の補助上限額は3万円とする。）
(2) 製品、サービス等の販売を目的として新たにECモールへ出店するために必要となる整備をする事業			6万円

◆ 補助事業の実施期間

交付決定日から令和5年2月28日までに事業完了するものが補助の対象です。

◆ 補助金の交付決定等

- (1) 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払です。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、交付決定から令和5年2月28日までに事業完了（納品、検収、支払い、供用開始（ECサイト等公開済み））するものに限りします。

◆ 交付申請期間

募集開始日から令和4年12月28日まで（必着）

※ただし、予算の上限に達し次第、申請を締め切ります。

◆ 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金担当 宛て

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆

申請者

瀬戸市

※事業着手前に申請すること。

※2月末日までに支払いを含め事業完了すること。

瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金
交付申請書（様式第 1 号）

瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金
事業計画書（様式第 2 号）

- ・会社の定款又はこれに類する書類の写し
- ・会社概要がわかるもの
- ・誓約書（様式第 3 号）
- ・EC サイトや HP 作成に関する見積書・仕様書の費用内訳を示す書類
- ・((2) (3) の事業の場合) EC サイト出店に関する要項等
- ・委託予定先の事業概要がわかるもの

受理・審査

瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金
交付決定通知書（様式第 4 号）

事業実施

事業完了

※交付決定後に
事業実施すること

※事業完了後 30 日以内か令和 5 年 3 月 10 日のいずれか早い日

※事業完了時に EC サイト及びホームページが公開済みであること

瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金
実績報告書（様式第 8 号）

- ・経費の支払を照明する書類の写し
- ・作成した EC サイト等の画面の写し
- ・委託先との契約内容がわかるもの

受理・審査

瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金
確定通知書（様式第 9 号）

瀬戸市コロナ克服販路拡大 EC サイト活用補助金
交付請求書（様式第 10 号）

補助金交付

補助金を受取

入金